

## 「震災伝承施設」への追加登録施設が決定しました ～登録総数 271 件に～

「震災伝承施設」の登録制度は平成30年度に開始され、申請に基づき震災伝承ネットワーク協議会※が登録を行っております。

本日、第6回震災伝承ネットワーク協議会が開催され、「震災伝承施設」への追加登録施設が決定されました。今回の決定により、登録総数は240件（令和3年1月末時点登録）から271件になりました。

「震災伝承施設」については、引き続き募集中ですので、たくさんのご応募をお待ちしています。

※ 震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

◎登録施設リストと位置図は、下記 URL からご覧になれます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/sisetsu/facility/>

◎登録要綱と申請用紙は、下記 URL から入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/youkou/>

<添付資料>

別紙1 「震災伝承施設」追加登録一覧

別紙2 震災伝承施設の募集と分類について

【発表記者會】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局(国土交通省東北地方整備局企画部)

震災対策調整官 亀井 督悦 (内線3118)

広域計画課 課長 鈴木 之 (内線3211)

代表電話：022-225-2171 FAX：022-221-9890


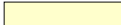
# 震災伝承施設追加登録一覧

別紙1

岩手県	NO.	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第3分類</b>					
	1	岩手 第3-017号	野田村復興展示室	岩手県九戸郡野田村大字野田第17地割107	
	2		山田町まちなか交流センター	岩手県下閉伊郡山田町川向町6-24	施設完成後に追加登録 予定
<b>第2分類</b>					
	3	岩手 第2-017号	東日本大震災津波記念碑	岩手県下閉伊郡岩泉町小本字南中野239-1	
	4	岩手 第2-018号	御蔵山復興祈念公園	岩手県下閉伊郡山田町八幡町269番、270番	岩手第1-040号で登録済み
	5	岩手 第2-019号	3.11希望の灯り	岩手県陸前高田市小友町字茗荷1-237	
	6	岩手 第2-020号	東日本大震災大津波記念碑	岩手県九戸郡野田村大字野田第10地割40	
	7		旧下安家地区応急仮設住宅	岩手県九戸郡野田村大字玉川2地割62-28	施設完成後に追加登録 予定
	8		米田水門	岩手県九戸郡野田村大字野田第9地割38-11	施設完成後に追加登録 予定
<b>第1分類</b>					
	9	岩手 第1-050号	津波石碑(鶴樹神社の津波溺死霊供養塔)	岩手県陸前高田市広田町字根岬102番地5	
	10	岩手 第1-051号	津波石碑(明下の招魂供養塔)	岩手県陸前高田市広田町字明下58番地6	
	11	岩手 第1-052号	津波石碑(太陽の津波溺死記念碑)	岩手県陸前高田市広田町字太陽107番地2	
	12	岩手 第1-053号	津波石碑(慈恩寺の海嘯招霊碑)	岩手県陸前高田市広田町字泊53番地	
	13	岩手 第1-054号	津波石碑(前花貝の海嘯溺死漂着者碑)	岩手県陸前高田市広田町字前花貝5番地1	
	14	岩手 第1-055号	津波石碑(華蔵寺の弔海嘯赤痢亡霊碑)	岩手県陸前高田市小友町字門前23番地	
	15	岩手 第1-056号	津波石碑(華蔵寺の海嘯溺死供養塔)	岩手県陸前高田市小友町字門前23番地	
	16	岩手 第1-057号	津波石碑(華蔵寺の弔海嘯溺死霊碑)	岩手県陸前高田市小友町字門前23番地	
	17	岩手 第1-058号	津波到達地点記念碑(中沢の津波記念碑)	岩手県陸前高田市広田町字中沢50番地	
	18	岩手 第1-059号	津波到達地点記念碑(六ヶ浦の津波記念碑)	岩手県陸前高田市広田町字六ヶ浦158番地	
	19	岩手 第1-060号	津波到達地点記念碑(太陽の津波記念碑)	岩手県陸前高田市広田町字太陽216番地2	
	20	岩手 第1-061号	桜木町・花輪地区慰霊碑	岩手県上閉伊郡大槌町小槌第26地割	
	21	岩手 第1-062号	小枕・伸松地区慰霊碑、芳名塔	岩手県上閉伊郡大槌町小槌第28地割	
	22	岩手 第1-063号	沢山・大ヶ口地区慰霊碑(沢山)、津波到達伝承表示	岩手県上閉伊郡大槌町大槌第23地割	
	23	岩手 第1-064号	沢山・大ヶ口地区慰霊碑(源水)	岩手県上閉伊郡大槌町大槌第14地割	
	24	岩手 第1-065号	赤浜地区慰霊のモニュメント	岩手県上閉伊郡大槌町赤浜1丁目	
	25	岩手 第1-066号	吉里吉里地区慰霊碑、津波到達伝承碑	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3丁目	
	26	岩手 第1-067号	浪板地区慰霊碑、津波到達伝承碑(5基)	岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第 8地割 岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第10地割 (波板海岸駅、鯨山神社) 岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第11地割 岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第14地割	
	27	岩手 第1-068号	小槌地区慰霊碑	岩手県上閉伊郡大槌町小槌第13地割	
	28	岩手 第1-069号	金沢地区慰霊碑	岩手県上閉伊郡大槌町金澤第28地割	

宮城県	NO.	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第3分類</b>					
	29	宮城 第3-021号	名取市震災復興伝承館	宮城県名取市閑上二丁目66番地外	
	30		気仙沼市復興祈念公園	宮城県気仙沼市栄町1外地内	施設完成後に追加登録 予定
	31		石巻市震災遺構大川小学校	宮城県石巻市釜谷字韭島94番地	宮城第1-033号で登録済み
	32		石巻南浜津波復興祈念公園	宮城県石巻市南浜町一丁目地内外	施設完成後に追加登録 予定
<b>第2分類</b>					
	32	宮城 第2-028号	閑上中学校遺族会 慰霊碑	宮城県名取市閑上字佛文寺27 W-36-1 街区1画地	
	33	宮城 第2-029号	仙台空港	宮城県名取市下増田字南原	
<b>第1分類</b>					
	35	宮城 第1-073号	昭和8年3月3日 大震嘯災記念碑(荒浜)	宮城県石巻市雄勝町船越字荒13-1	

福島県	NO.	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第3分類</b>					
	36	福島 第3-010号	ふたばいんふお	福島県双葉郡富岡町小浜中央295	
<b>第2分類</b>					
	37	福島 第2-022号	原釜尾浜防災緑地	福島県相馬市原釜外	
	38	福島 第2-023号	震災伝承看板『松川大洲・大浜地区海岸堤防』の復旧(相馬市尾浜)』	福島県相馬市尾浜字松川(市道大洲松川線)	

 施設完成後に追加登録  
 分類変更登録

## 震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により収集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。

### 募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

- (1) 災害の教訓が理解できるもの
- (2) 災害時の防災に貢献できるもの
- (3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの
- (4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- (5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

### 施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

- (1) 継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)
- (2) 展示内容の多言語化、ビデオ映像上映の有無
- (3) 展示物や展示内容に対する説明者や案内人の有無
- (4) 語り部活動(人数)と連携の有無
- (5) 駐車スペース(大型、小型毎の駐車台数)
- (6) トイレや休憩スペースの有無
- (7) その他(上記以外の特筆すべき要件)

## 募集した施設の種類

第1分類

第2分類

第3分類

# 震災伝承施設の募集と分類について

## <「震災伝承施設」の分類の考え方>

分類	施設の特性		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

## <「震災伝承施設」の特性>

施設の特性	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)に該当
訪問しやすさ	施設等の状況の(5)に該当し、駐車場を有するか、公共交通機関等の利便性の高い施設であること
理解しやすさ	施設等の状況にある(2)(3)(4)に該当する震災展示に関する案内員や語り部活動、展示内容の多言語対応や映像上映による展示を有するもの

## <「震災伝承施設」に関する取組>

		分類		
		1	2	3
①	震災伝承ネットワーク協議会は、震災を伝承すべき遺産として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
②	震災伝承ネットワーク協議会は、3.11伝承ロードを形成する施設として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
③	震災伝承ネットワーク協議会は、観光事業者等が作成するマップ等へ「標章(ピクトグラム)」の使用を許諾	-	○	○
④	震災伝承ネットワーク協議会は、観光に関する会議等を活用し観光事業者等へ紹介	-	-	○
⑤	「震災伝承施設」登録者は、施設の情報発信に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	○	○
⑥	「震災伝承施設」登録者及び道路管理者は、施設の案内標識に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	-	○